

物品等修理契約約款

(総 則)

第1条 発注者及び請負者は、契約書記載の修理の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づきこれを履行しなければならない。

(報 告)

第2条 請負者は、契約書に定められた修理を完了したときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

(検 査)

第3条 発注者は、修理を完了した旨の報告を受けたときは、遅滞なく検査をおこなわなければならない。

2 検査の結果不合格となった場合は、発注者の指定する期限内に補修し発注者の検査を受けなければならない。

3 検査に要する費用及び検査のための損傷等については、請負者の負担とする。

(修理代金の支払い)

第4条 修理代金の支払いは、検査が完了し、請負者から請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

(契約の解除)

第5条 発注者は、請負者がこの契約を完全に履行する見込みがないと認めたときは、この契約を解除することができる。

(費用の負担)

第6条 この契約に要する費用は、請負者の負担とする。

(疑義の決定)

第7条 この契約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 富里市（以下「発注者」という。）は、契約の相手方（以下「受注者」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 受注者は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該保証金を違約金に充当することができる。
- 5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他発注者が認める場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

妨害又は不当要求に対する措置に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(妨害又は不当要求に対する措置)

第2条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、契約の適正な履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに富里市(以下「発注者」という。)に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第3条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、富里市建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年告示第25号)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。